

徳島県鳴門病院の業務実績評価に係るスケジュールについて

時 期	内 容
6 月下旬	鳴門病院が知事へ業務実績報告書を提出
<u>7 月 1 4 日</u>	<u>第 1 回評価委員会</u> ・ 鳴門病院より業務実績及び自己評価の説明、評価委員からの質疑 ・ <u>評価委員の検証内容の提出依頼（※切：7／31）</u>
8 月上中旬	評価委員の検証内容を踏まえ、県の業務実績評価（案）を作成
<u>8 月 2 5 日</u>	<u>第 2 回評価委員会</u> ・ 県の業務実績評価（案）の説明 ・ 評価委員からの質疑を経て、県の評価結果を確定
8 月下旬	評価結果を知事から鳴門病院へ通知
9 月上旬	知事より県議会へ評価結果を報告

（※）今年度の評価は、以下の 2 種類です。

- ・ 令和 6 年度に係る業務の実績に関する評価
- ・ 第 3 期中期目標の期間に係る実績に関する評価

【参考】地方独立行政法人法（抜粋）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

【参考】地方独立行政法人徳島県鳴門病院評価委員会条例（抜粋）

（所掌事務）

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務をつかさどるほか、知事が次に掲げる事項を行うに際して、あらかじめ、知事に意見を述べることができる。

- 1 法第二十六条第一項の認可
- 2 法第二十八条第一項の評価（同条第四項の評価を除く。）
- 3 その他知事が必要と認める事項